

〔コメンテータ〕

川 尻 秋 生
(早稲田大学文学学術院教授)

*司会：

それでは続きましてお二人目ですが、早稲田大学文学学術院教授の川尻秋生からコメントをいただきます。よろしくお願いいたします。

川尻でございます。私は、日本古代史を専門にしております、朝鮮半島の文化にはまったくといっていいほど関係がないんですけど、ただ好太王碑文については関わりをもったことがあります。今からちょうど15年ぐらい前のことになりますが、実際に好太王碑文を取材に行ってみせていただいたということと、もう一つこれも奇縁ですが、これも15年ぐらい前でしょうか、国立歴史民俗博物館に原石拓本で著名な水谷本が寄贈になりまして、その時の資料評価委員を鈴木先生と二人で務めさせていただいたということがありました。

というわけで、私は、専門的なことをコメントできるわけではないのですが、ただ、ここで注目したいのは、律が定められたという点です。これはやはり画期的な発見であると思います。私は、法制史も少し勉強したこともありますので、その辺をまずお話をしたいと思います。

ご報告者の方々が、律が発せられたとか、律令ができたというふうにおっしゃっています。確かに「律を定め」、「令を発す」、「もし令に違わば」と読めるところはあります。しかし、中国文献等を基本にすれば、律令を定めたということであれば、必ずや「律令を定む」という言い方をすると思います。

私は、碑文の「律」「令」は、恐らく中国や日本でいう「律令」というものではなく、単なる命令の意味ではないかと考えます。このように考える根拠は律や令の概念です。一般的に中国でも日本でも律、令とは編纂法を指します。編纂法の場合、律には「名例律」などの編目があって、条文は「凡」や「雜」で始まり、数千条にもわたる規定があります。令でも「官位令」などの編目があり、500条ほどの規定があります。こうした律令が編纂法で条文相互の関係を考慮した体系性を持っています。

一方、碑文の律とは、編纂法としての律ではなくて、それ以前の日本にもそうした例があったのですが、単行法を単に集めた法の集成にすぎなかったのではないかと、つまり一条一条単独で出されたものの集合体ではないかと思えます。と申しますのは、普通、律令を定めるということであれば「某年、律令を定む」のように書くのが一般的だろうと思いますが、碑文では「戊□より律を定め」という言い方をしています。これは複数の律というものがあって、戊□年から発布されたというふうに読める可能性があります。そうしますと、ここで思い当たるのは、小獸林王の時代、西暦でいいますと373年に律令を定めたという記事です。これは前々から議論がありまして、編纂法なのか、それとも単行法であるのかという論争があり、単行法の可能性が強いといわれてきました。碑文はそれが編纂法ではなく、単行法であることを裏書き・補足するのではないかと考えます。

次に、問題にしたい部分は、資料でいいますと17行目のところになりますけれども、「脩復」という言葉です。この修復という意味をどう捉えるかは重要だと思います。先程の余先生のすばらしい発表の後で申し訳ないのですが、これを律の補足ととらえるのか、もう一つの可能性としては、陵の修復ということもあり得るのではないかと考えます。つまり、陵を修復するために守墓人、守墓工というのを置くと考え

ると、より上位の法として「令」で陵の造営を命じ、その細則として守墓人を置くことを命じたのではないか。そういう読む可能性も考えることができるのではないかというふうに私は考えます。つまり、律令に対する補足を命じた「格」的な法令であった可能性を指摘しておきたいと思います。

したがって「自今以後云々」というのは、しばしばこれは日本とか中国の法令集にみえますが、勅とか、詔とかで下される法ということになります。そういう意味では律を補うために出されたのがこの「教」ということになろうかと思えます。

次にその立碑の目的なのですが、これは度々先生方がおっしゃっていますので今更私が言うことでもないので、陵墓の烟頭を確定してそれを明示するという事です。そして守墓人制度が乱れないようにするという事を、罰則も匂わせながら勧告する。法制用語でいえば、「威嚇」することに目的があったのではないかと思います。

最後になりますけれども、日本文化との比較ということで申し上げます。日本では、榜示札といまして、木製の告知板を人の集まる所に立てまして、禁制や告知をしました。近世には高札などと呼ばれ、実は明治時代の初頭まで村々に立てられました。つまり木製なのです。これが高句麗だと石製になります。もちろん高句麗の場合は守墓人の名前を刻んで永久に残すのだということから石で建てられたという事情もあるのでしょうけれど、やはり日本の木の文化と朝鮮半島の石の文化ということを何よりも明確に語っているのではないかというふうに思えます。

ちょうど時間になりました。以上でコメントを終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

***司会：**

川尻先生、どうもありがとうございました。日本古代史、法政史の研究のお立場から碑文の中の令、あるいは律、立碑の目的等についてコメントをいただきました。どうもありがとうございました。

それではここでもう一度、舞台上の設営等ありますので、休憩を取らせていただきます。それでは、これから10分休憩にさせていただきたいと思います。